

四街道市第7回農業委員会議事録

令和7年11月11日(火)

第7回 農業委員会総会会議次第

日時：令和7年1月11日

午後2時

場所：福祉センター3階会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

1番 石川 博行 委員

2番 佐藤 慎一 委員

3. 議 事

議案第1号 令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第6号 生産緑地のあっせんについて

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 石川 博行	2番 佐藤 慎一
3番 栗山 治	5番 中村 札奈
6番 三石 浩	7番 佐藤 由美子
8番 山崎 哲保	9番 梅澤 久史
10番 名児耶 晴夫	11番 小金井 貞夫
12番 細野 裕樹	13番 江原 智希
15番 橋本 豊	

欠席委員（1名）議席順

14番 勝山 高治

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	齋藤 尚美
主任主事	酒井 哲也
主任主事	堀越 知佳

令和7年度第7回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和7年11月11日（火）

午後2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開会

○議長（三石会長） 令和7年度第7回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員1番石川委員、2番佐藤慎一委員にお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議事

○議長 議案第1号「令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」ですが、農業委員が関係する事案でございます。当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による「議事参与の制限」により審議開始から終了まで退席をお願いします。
審議終了後に入室をお願いします。
暫時休憩します。

（委員1名退席）

○議長 再開します。

議案第4号「令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第4号 令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、四街道市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められ、審議を求めるものです。

○議長 続きまして、産業振興課より説明をお願いいたします。

○産業振興課 内容については、2ページから5ページになります。第7次農用地利用集積等促進計画案です。今回は、すべて新規という扱いになり、件数は4件です。

甲の欄、「利用権の設定をする者」は4件です。乙の欄「利用権の設定を受ける者、兼、転貸を行う者」は、公益社団法人千葉県園芸協会です。また、丙の欄「転貸を受ける者」は、法人1件と個人2件です。

2ページをお開きください。

番号1につきましては、大日の畠2筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は採草地として利用、期間は5年です。

番号2につきましては、大日の畠3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は採草地として利用、期間は5年です。

番号3につきましては、大日の畠1筆で新規、利用権の種類は使用貸借権、内容は畠として利用、期間は5年です。

3ページをお開きください。

番号4につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は畠として利用、期間は5年です。

4ページをお開きください。

令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の農業経営の状況等です。

5ページをお開きください。

令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の集計表です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 議案第1号につきまして、事務局及び産業振興課から説明がありました。

質問等はございますか。

○議長 小金井委員

○小金井委員 賃借の支払方法のところなのですが、甲から乙というのは貸すほうから振り込むのですか。

○議長 産業振興課

○産業振興課 まず前提として、貸付者、地主の方が農地中間管理機構、園芸協会のほうへ貸します、それから園芸協会農のほうから耕作者へ貸すという前提としてあります。

○議長 小金井委員

○小金井委員 甲というのは貸す人ですよね、乙というのは園芸協会ですよね、なんで貸す人から園芸協会に払うのか。甲から乙に毎年12月末日までに口座に振込むの。貸す人が園芸協会に振込むのですか。

○議長 栗山委員

○栗山委員 千葉県は公益社団法人が間に入っていますが、他県の場合は全然違う団体が入っているケースがあって、その団体の時は甲から乙に、中間管理機構に対して利用料を徴収するケースがあります。それは大体、賃借権の設定のあれで、1パーセント払う。借りてる側も中間管理機構に払うというのがあるので、それが関係しているのかなと思うのですが。千葉県と茨城県は特殊で、公益社団法人がやっているというのがあるので、実際にはお金の授受が発生していないんですけども、他の都道府県に関してはあります。

○議長 小金井委員

○小金井委員 それは分かります。でもこれは使用貸借だから、あの文面を見ると手数料を払わなければならないと見える。

○議長 栗山委員

○栗山委員 それがあるから、全国統一の形になってると思うので必要になってると思うのですがその辺はどうですか。

○議長 産業振興課

○産業振興課 手数料というのは確認したのですが、取らないというのは聞いております。

○議長 小金井委員

○小金井委員 これを見るとなんで貸すほうが中間管理機構へ払うのかなと思うのです。

○議長 産業振興課

○産業振興課 甲から乙へ毎年12月末までに振込むと書いてあるのですが、12月末までに地主の口座に振込んでくださいという意味合いで記載しているのですが、わかりづらかったと思います。

○議長 小金井委員

○小金井委員 普通なら乙から甲へ払うだと思う。下は乙から丙に振替だから理屈は分かるけど。

○議 長 産業振興課

○産業振興課 中間管理の契約書の中でもこうゆう型になっているので、甲から乙、乙から丙で毎年12月末に口座振り込みでという形でそのまま載せさせていただいたのです。ちょっとわかりにくいと思います。

○議 長 小金井委員

○小金井委員 これ契約書だと、なんで土地を貸すほうが支払わなければならないのかと思う。それならば手数料とかなんとか入れていただければわかりやすい。

○議 長 栗山委員

○栗山委員 中間管理機構側にこの記載の形でやるのはどうしてなのかとかを確認していただいたほうがよろしいと思います。

○議 長 産業振興課

○産業振興課 この記載の方法については確認してみます。

○議 長 他に質問等はありますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号につきましては、可決いたします。

○議 長 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。
暫時休憩します。

(委員1名入室)

○議長 再開します。

協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項及び2項の2件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅に転用するという届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から8ページの6項までの6件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転し、専用住宅4軒、公衆用道路1件及び共同住宅1件に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第3号協議報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたので、報告します。

解約の理由につきましては、貸主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出

がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の専用住宅への転用につきましては、10月28日に栗山委員と事務局で現地を確認したところ、完了しております。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の専用住宅への転用につきましては、10月28日に栗山委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに使用しております。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第6号「生産緑地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

○事務局 12ページをお開き下さい。

協議報告第6号 生産緑地のあっせんについて、生産緑地法第17条の2に基づき、四街道市長から生産緑地のあっせんについて農業委員会に協力を求められたものです。

13ページをお開きください。

生産緑地の取得のあっせん公告です。所在地は、14ページ及び15ページの案内図等をご覧下さい。当該地は、大日の畳5, 184平方メートルで、売渡希望価格は1億5, 000万円、平米単価にすると約2万9千円です。買取者の資格は、農業に従事でき、農地法第3条による許可の取得が見込まれる者です。申出期限は令和7年12月11日木曜日です。

今回のあっせんが不調であった場合は、生産緑地が解除され、土地所有者により農地転用等の処分が可能となります。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第6号までについて、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第6号までは、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については終了しますが、議案及び協議報告に関する其他として何かありますか。

(意見等なし)

○議長 次に、事務局より連絡事項等ありますか。

○事務局 農業者年金の資料をお配りしさせていただきました。農業者年金の対象者がいる地域の担当委員さんには対象者のリストを一緒にお配りしております。またリストのほうに記載されていなくても、身近なところですとか知り合いの方で対象者となる方がいらっしゃいましたらお声をかけていただくなり、あるいは事務局の方へこういう人がいるということでご連絡いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう1件ですが、農業委員会だよりの編集委員へご連絡なのですが、来年3月の発行する農業委員会だよりですが、編集会議を2回ほど行っておりまして、1回目の会議を12月9日の総会が2時からなので、総会前の1時ごろに1時間程度を予定しております。なお、開催通知等を後日送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

4. その他

○議長 次に、会議次第の裏面をご覧下さい。

12月の開催予定については、事前調査会が12月2日の火曜日に、第3班の委員にお願いいたします。

また、総会は、12月9日の火曜日、午後2時から、場所は、福祉センター3階会議室1です。農地相談日は、12月2日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたら、お願ひします。

5. 閉会

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時40分

令和7年1月1日

農業委員会長

議事録署名委員

1番

2番